

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

規 則

○秋田県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則(三・調査統計課)……………1	
○秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(四・建設管理課)……………3	

秋田県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三号

秋田県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県統計調査条例施行規則(昭和三十六年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十一条」を「第十二条」に、「統計調査」を「統計調査」に、「あつて」を「あつて」に改め、同項第一号中「あつた」を「あつた」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第三条第一項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、第十二条を削る。

第十一条第一項中「行なうことができなくなつた」を「行なうことができなくなつた」に、「調査事項」を「当該統計調査に関し、調査する事項」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(書類の保存)

第十一条 知事は、統計調査が終了したときは、当該統計調査に係る次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期間保存する

ものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

- 一 調査票 五年
 - 二 結果表 十年
- 第十条を削る。

第九条の見出しを「(公表の方法)」に改め、同条中「の各号」を削り、「ものの」を「方法の」に改め、同条第一号中「よる公表」を「掲載する方法」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 新聞紙に掲載する方法

第九条第三号中「による公表」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 ラジオ放送による方法

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

第九条 条例第五条に規定する証票の様式は、別記様式によるものとする。

附則の次に次の一様式を加える。

別記様式 統計調査事務従事者証 (第9条関係)

(表面)

第 号	統計調査事務従事者証	
写 真	職 名 氏 名	職 務 執 行 期 間
30 ミ リ メ ー ト ル	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
24 ミ リ メ ー ト ル	調 査 目 的	年 月 日 交 付
55 ミ リ メ ー ト ル	秋 田 県 知 事	印
91 ミ リ メ ー ト ル		

(裏面)

秋田県統計調査条例抜粋

(統計調査の種類)

第2条 この条例において「統計調査」とは、左に掲げる統計を作成するための調査をいう。

- 一 人口についての統計
- 二 経済についての統計
- 三 衛生についての統計
- 四 労働についての統計
- 五 災害についての統計
- 六 文化についての統計

2 知事は、前項の統計調査を行うときは、その目的事項、範囲、期日及び方法について告示しなければならない。

(実地調査)

第5条 統計調査事務に従事する者は、統計調査のため、第3条の人若しくは法人若しくはその他の団体に対して必要な資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者
- 二 第3条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者
- 三 第5条の規定による資料を提供せず、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四号

秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則(平成十二年秋田県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

(条例第四条の申請書の様式等)

第二条 条例第四条の申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

2 条例第四条の申請書には、同条の意見書のほか、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 条例第三条第一項の使用の許可(同項第六号に係るものを除く。) 次に掲げる書類

(一) 位置図
(二) 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写しに申請地を明示したもの

(三) 実測図
(四) 工作物に係る使用の場合にあつては、平面図及び構造図

(五) 申請者が個人の場合で二名以上いる場合にあつては代表者の氏名及びその権限を証する書面、法人の場合にあつては法人の登記事項証明書

(六) その他知事が必要と認める書類

二 条例第三条第一項の収益の許可 次に掲げる書類
(一) 前号(一)、(二)及び(五)に掲げる書類

(二) その他知事が必要と認める書類

三 条例第三条第一項の使用の許可(同項第六号に係るものに限る。) 次に掲げる書類
(一) 第一号(一)から(三)まで及び(五)に掲げる書類

(二) 工事計画説明書

(三) 平面図、縦断面図及び横断面図

(四) その他知事が必要と認める書類

第四条中「「じゅん菜」を「じゅん菜」に、「額は、」を「額は」に、「として、」を「とし、」に、「して計算する」を「する」に改め、同条を第七条とする。
第三条中「同表の中欄に掲げる単位につき」を削り、「金額と」を「額と」に改め、同条の表を次のように改める。

種 別	使用料の額(使用面積一平方メートルにつき一年)
耕作地、放牧地又は採草地	三円
養魚場	三円
物干場又は物置場	八〇円
建物敷地	九〇円
	九〇円
その他の敷地	五〇円
	五〇円

第三条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

(条例第三条第一項の許可に係る事項の変更の許可の申請等)

第三条 条例第五条の規定により条例第三条第一項の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 許可書の写し

二 変更の内容を示す書類

(条例第六条の申請書の様式等)

第四条 条例第六条の申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

2 条例第六条の申請書には、許可書の写しを添付しなければならない。

(使用又は収益の権利の承継の届出)

第五条 条例第七条第二項の規定による使用又は収益の権利の承継の届出は、別に定める様式による届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 許可書の写し
二 申請者が個人の場合にあつては戸籍抄本、申請者が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄